

令和3年度 茨木市都市計画税の用途状況について

都市計画税は、都市計画事業・土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくための目的税です。主な用途としては、街路整備事業、下水道事業、公園整備事業などがあります。

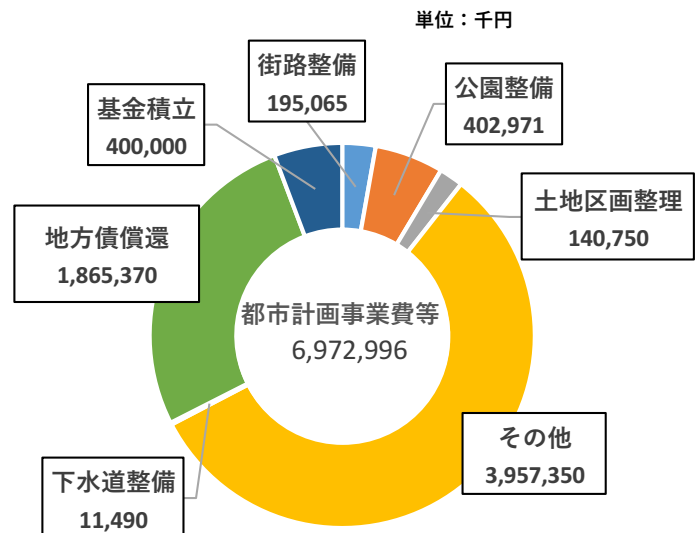
令和3年度の都市計画税は、以下のとおり都市計画事業費等の財源として活用しました。

○令和3年度都市計画税用途状況

都市計画事業費等の内訳

(単位：千円)

都市計画事業費等		6,972,996
用途内訳	街路整備	195,065
	公園整備	402,971
	土地区画整理	140,750
	その他	3,957,350
	下水道整備	11,490
	地方債償還	1,865,370
	基金積立	400,000



都市計画事業費等の財源内訳

(単位：千円)

都市計画事業費等		6,972,996
用途内訳	都市計画税	2,921,181
	国庫支出金	1,425,614
	地方債	1,240,700
	その他	1,385,501

都市計画税は都市計画事業費等の財源のうち約62%を占め、市内の街路整備や公園整備などに使われています。